

地方都市視察報告書

議会運営委員会

1 実施日 平成24年7月19日

2 視察地 兵庫県尼崎市

【市の概要】

(1) 面積 49.97km²

(2) 人口・世帯数（平成24年6月1日現在）

○人口 450,688人

○世帯数 210,891世帯

(3) 市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。

北の伊丹市との市境に沿って、概ね9メートルの等高線が東西に走り南方に向けて緩い傾斜で低くなり、市域の約30%にあたる地域が海面以下となっている。

平成21年4月に中核市へ移行した。

3 視察項目・内容

請願・陳情の取扱いについて

(1) 請願・陳情取扱要綱について

① 設置目的

② 制定の経緯

③ 内容

(2) 継続審査の取扱いについて

(3) 趣旨採択・一部採択・意見付採択の取扱いについて

(4) 請願者・陳情者の意見を聴く機会について（口頭陳述・懇談会等）

(5) 委員会で意見が分かれた場合の取扱いについて

(6) 陳情審査しない場合の取扱い（議長供覧・委員会送付等）とその基準について

4 視察参加者

【委員】

ひやま真一委員長

川村のりあき副委員長

中村しんいち委員

野もとあきとし委員

吉住はるお委員

志田雄一郎委員

おぐら利彦委員

のづ たけし委員

おのけん一郎委員

近藤なつ子委員

有馬としろう委員

かわの達男委員

【委員外議員】

宮坂俊文議長 赤羽つや子副議長

【随行】

議会事務局次長 北村仁英・議事主査 井口浩子・議事主査 佐藤勇治

5 視察結果・所感

尼崎市議会の請願・陳情取扱要綱の歴史は古く、昭和59年12月に議会運営委員会の議事運営検討小委員会で検討し制定された。その後、数回の改正を経て現在に至っている。

第1の特徴としては、陳情も請願に準じた取扱いをしていて、要綱の第9に規定していることである。

ただし、審査期限について、請願は付議後1年継続審査の取扱いをすることができるが、陳情はその期間が原則として3月となっている。

この陳情の審査期限について、当初は請願と同様の1年だったが、平成6年に6月に改め、更に平成16年に現在の3月に改正した経緯がある。これは、提出された陳情の8割が付議後3月の間に結論が出るという、当時の統計結果もあつての改正であつたという。

また、同第9の第3項で、議会に付議しない「議長限り」の取扱いが規定されているが、当新宿区議会では陳情審査の対象としている「(4) 陳情(代表)者が市外在住者であるもの」「(5) 郵送により提出されたもの」も、尼崎では、その該当項目としている。この「議長限り」の処理については、議長が議会運営委員会に諮るものとなっている。

第2の特徴として、請願・陳情を付議後、委員会で最初に審査する冒頭に、請願・陳情者(代表者又は代表者に代わる者。)に5分程度の趣旨説明の口頭陳述を認めていることである。

請願(陳情)者による口頭陳述の申し出は、付託委員会開会日の前日の正午までとし、請願・陳情陳述申出書を提出することとしている。毎定例会、いずれの委員会も口頭陳述の申し出があり、委員会によっては、1時間近くも陳述が続いた例も過去にあつたということである。

また、口頭陳述者が委員会で資料を配付し、又は図面等を提示しようとする場合は、審査する委員会前日の正午までに申し出て委員長の許可を得なければならない。このとき、配付資料は定められた部数(通常は30部)を申し出者が用意し、図面等にあつてはその内容を告知しなければならないとされている。

特徴の第3は、請願(陳情)書と署名簿を明確に区別して位置づけている点である。請願(陳情)書には、請願(陳情)者の住所及び氏名を記載し、押印することを規定している。

一方署名簿は、請願(陳情)に賛同する人の氏名・住所を記載し押印は不要である。署名簿は、当該請願(陳情)書と同一の形式(少なくとも同一の題名、趣旨、

願意が記載された形式)で請願(陳情)書とは区別して作成し、署名数を申告するものとしている。

以上の3点が、尼崎市議会の請願・陳情取扱要綱で特徴的と思われるところである。

このほか、採択し執行部へ送付した陳情の結果報告の取扱い、委員会審査の運営方法、傍聴希望者の決定方法について等、興味深い内容のお話を伺うことができた。

丁寧なご説明と、具体的な事例をあげての分かりやすい答弁をいただき、活発で充実した視察を行うことができた。

尼崎市議会と当区議会では、これまでのそれぞれの歴史等の相違もあり、全く同様に考えることはできないが、請願・陳情取扱要綱、陳情の継続審査期間、請願・陳情者の口頭陳述制度等、今回ご教示いただいた内容を参考にさせていただき、新宿区議会に相応しい請願・陳情の取扱いについて、当委員会として今後も調査・研究を進めていきたい。

6 主な質疑(項目)

- (1) 口頭陳述の希望者の割合について
- (2) 陳情で「議長限り」の取扱いにする場合の判断基準と手続きについて
- (3) 陳情の継続期間(3か月)の考え方と市民の反応について
- (4) 委員会の傍聴者数について
- (5) 請願・陳情の委員会での審査時間について
- (6) 口頭陳述に対する質疑について

7 その他

【共同視察者】 なし